

保護者の方へ

徳島県立徳島北高等学校長

学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の措置をとることになっております。出席停止の期間は感染症により基準が定められておりますが、医師の診断により登校の許可が出るまでは、十分に療養してください。出席停止期間は欠席の扱いにはなりません。

なお、登校の際は速やかに、治癒証明書を担任までご提出ください。

主治医の先生へ

徳島県立徳島北高等学校長

学校保健安全法第19条により、学校において予防すべき感染症と診断された場合、出席停止の措置をとることになっております。

つきましては、お手数ですが、下記の治癒証明書に御記入をお願いいたします。

治 癒 証 明 書

年 組 番 氏名

1. 診断名

2. 治療期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

上記の者は、平成 年 月 日より、登校して差し支えありません。

平成 年 月 日

医療機関住所

医師氏名

㊟

※登校後1週間以内にホームルーム担任へ提出してください。